

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

組織及び機構の変更等に伴う関係規則の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (2) 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (3) 岩見沢市事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (4) 岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (5) 職務の級に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (6) 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
 - ・会計年度任用職員の職種追加及び報酬額の変更に伴う改正を行う。
- (7) 管理職手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (8) 特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (9) 岩見沢市財務規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (10) 岩見沢市会計規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (11) 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (12) 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (13) 岩見沢市病院事業事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市規則第 1 1 号

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市事務分掌条例施行規則 (昭和 5 3 年規則第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「総務グループ」を「総務係」に改める。

別表第 1 企画財政部の項中

「

予算グループ、財産管理グループ
税務管理グループ、市民税グループ、資産税グループ、納税グループ

を

」

「

財務係、財産管理係
管理係、市民税係、資産税係、納税係

に改め、

」

同表健康福祉部の項中

「

高齢者支援グループ、介護保険グループ
事業グループ
総務管理グループ、健康づくりグループ

を

」

「

高齢者支援係、介護保険係
事業係
総務管理係、健康指導係

に改める。

」

別表第2 総務部職員課職員厚生係の項第10号を次のように改める。

(10) 福利厚生施設に関すること。

別表第2 企画財政部財政課の項中「予算グループ」を「財務係」に、「財産管理グループ」を「財産管理係」に改め、「及び土地開発公社」を削る。

別表第2 企画財政部税務課の項中「税務管理グループ」を「管理係」に、「市民税グループ」を「市民税係」に、「資産税グループ」を「資産税係」に、「納税グループ」を「納税係」に改める。

別表第2 健康福祉部高齢介護課の項中「介護保険グループ」を「介護保険係」に、「高齢者の介護」を「高齢者の介護・福祉」に改める。

別表第2 高齢介護課地域包括支援センターの項中「事業グループ」を「事業係」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。

別表第2 健康福祉部健康づくり推進課の項中「総務管理グループ」を「総務管理係」に、「健康づくりグループ」を「健康指導係」に改める。

別表第2 建設部土木課道路整備係の項第1号中「(街路を含む。)」を削る。

別表第2 建設部都市計画課の項第11号中「住居表示整備審議会」を「公共サイン」に改め、同項に次の1号を加える。

(16) 街路事業に関すること。

(岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第2条 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の項中

「

教育委員会	学校教育課	学校教育課長	”	担当係員及び小中学校長又はその他の職員
	学校給食課	学校給食課長		担当係員及び小中学校長
	緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		担当係員
	生涯学習・文化・スポーツ振興課	生涯学習・文化・スポーツ振興課長		”

を

	教育施設課	教育施設課長	〃
	子ども課	子ども課長	〃
	図書館	図書館長	〃

「

教育委員会	学校教育部	学校教育課	学校教育課長	〃	担当係員及び小中学校長又はその他の職員
		学校給食課	学校給食課長		担当係員及び小中学校長
		子ども課	子ども課長		担当係員
		緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		〃
	生涯教育部	文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興課長		〃
		生涯学習推進課	生涯学習推進課長		〃
		図書館	図書館長		〃

に改め、

別表第2 教育委員会の項中

「

教育委員会	学校教育課	学校教育課長	〃	〃
	指導室	指導室長		〃
	学校給食課	学校給食課長		〃
	生涯学習・文化・スポーツ振興課	生涯学習・文化・スポーツ振興課長		〃
	教育施設課	教育施設課長		〃
	子ども課	子ども課長		〃
	図書館	図書館長		〃
	小中学校	小中学校長		小中学校教頭
	緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		担当係員

を

「

教育委員会	学校教育部	学校教育課	学校教育課長	〃	〃
		指導室	指導室長		〃
		学校給食課	学校給食課長		〃
		子ども課	子ども課長		〃
		小中学校	小中学校長		小中学校教頭
		緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		担当係員
	生涯教育部	文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興課長		〃
		生涯学習推進課	生涯学習推進課長		〃
		図書館	図書館長		〃

に改める。

」

(岩見沢市事案決裁規則の一部改正)

第3条 岩見沢市事案決裁規則（平成12年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決裁事案3 財務に関する事案中第38号を第39号とし、第20号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 第15号に定める契約の軽微な内容変更を行うこと（市長が別に定めるものに限る。）。		○		
---	--	---	--	--

別表第1 共通決裁事案4 工事に関する事案中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部改正)

第4条 岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則(昭和43年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分前段中「教育部」を「学校教育部」に改める。

(職務の級に関する規則の一部改正)

第5条 職務の級に関する規則(昭和36年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項及び6級の項を次のように改める。

5級	課長 室長 参事 議会事務局次長 東京事務所長 地域包括支援センター長 支所長 主幹 局長 図書館長 事務長の職務
6級	理事 部長 福祉事務所長 議会事務局長 会計管理者 次長の職務

別表第3の6級の項を次のように改める。

6級	薬剤長 薬剤科長 技師長 センター長 主幹の職務
----	--------------------------

別表第4の5級の項を次のように改める。

5級	看護師長 看護師主任 副室長 副センター長 副教務主任の職務
----	--------------------------------

(岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第6条 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中医師事務作業補助員(経験5年未満)の項を削り、事務当直員の項の次に次のように加える。

医師事務作業補助員(経験3年未満)	1	1	1	10
-------------------	---	---	---	----

別表第1中介護員の項を次のように改める。

介護員	1	1	1	17
-----	---	---	---	----

別表第1中医師事務作業補助員(経験5年以上)の項、ふるさと応援寄附事務補助業務員の項、学校プール安全管理業務員の項、介護福祉士の項を削り、事務補助業務員の項の次に次のように加える。

医師事務作業補助員(経験3年以上)	1	1	1	19
-------------------	---	---	---	----

別表第1中車両運転業務員の項の次に次のように加える。

広報連絡調整業務員	1	1	1	2 2
-----------	---	---	---	-----

別表第1中児童館長の項の次に次のように加える。

医師事務作業補助（指導員）	1	1	1	2 3
介護福祉士	1	1	1	2 3

別表第1中「中心市街地活性化推進業務」を「中心市街地活性化推進業務員」に、「青少年センター長」を「青少年センター所長」に、「保育料賦課・徴収業務員」を「保育料徴収・窓口業務員」に改める。

別表第1中車両検査整備業務員の次に次のように加える。

防災担当業務員	2	1	2	6 1
---------	---	---	---	-----

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第7条 管理職手当の支給に関する規則（昭和28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

福祉事務所長	40,000円	を
--------	---------	---

」

「

福祉事務所長	40,000円	に、
会計管理者	40,000円	

」

「

室長	30,000円	を
会計管理者	30,000円	

」

「

室長	30,000円	に改める。
----	---------	-------

」

（特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第8条 特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

理事、部長、支所長、福祉事務所長、議会事務局長、名誉院長、院長、副院長及び次長の職にある者	を
課長、室長、会計管理者、議会事務局次長、東京事務所	

」

長、地域包括支援センター長、主幹、局長、図書館長及び事務長の職にある者

理事、部長、福祉事務所長、議会事務局長、会計管理者、名誉院長、院長、副院長及び次長の職にある者

課長、室長、支所長、議会事務局次長、東京事務所長、地域包括支援センター長、主幹、局長、図書館長及び事務長の職にある者

に改める。

(岩見沢市財務規則の一部改正)

第9条 岩見沢市財務規則(平成12年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育部長及び」を「学校教育部長及び生涯教育部長並びに」に改める。

(岩見沢市会計規則の一部改正)

第10条 岩見沢市会計規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「教育部長」を「事務局の部の長」に改める。

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第11条 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則(昭和26年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「又はグループ」を削り、同条第1号中「総務グループ、障がい者福祉グループ、児童福祉グループ」を「総務係、障がい者福祉係、児童福祉係」に改め、同条第2号中「高齢者支援グループ」を「高齢者支援係」に改め、同条第3号中「管理グループ、保護第1グループ、保護第2グループ、保護第3グループ」を「管理係、保護1係、保護2係、保護3係」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「又はグループ」を削り、同条第1号ア中「総務グループ」を「総務係」に改め、同号イ中「障がい者福祉グループ」を「障がい者福祉係」に改め、同号ウ中「児童福祉グループ」を「児童福祉係」に改め、同条第2号ア中「高齢者支援グループ」を「高齢者支援係」に改め、同条第3号ア中「管理グループ」を「管理係」に改め、同

号イ中「保護第1グループ」を「保護1係」に改め、同号ウ中「保護第2グループ」を「保護2係」に改め、同号エ中「保護第3グループ」を「保護3係」に改める。

(岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則(昭和42年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号キ(イ)中「新病院建設準備室」を「新病院整備室」に改める。

別表第1(総合病院)7事務部の項中「新病院建設準備室」を「新病院整備室」に改める。

(岩見沢市病院事業事案決裁規則の一部改正)

第13条 岩見沢市病院事業事案決裁規則(平成12年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2事務部共通決裁事案3財務に関する事案中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 第7号に定める契約の軽微な内容変更を行うこと (市長が別に定めるものに限る。)		○				
---	--	---	--	--	--	--

別表第3事務部管理課個別決裁事案4工事に関する事案中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第5事務関係決裁事案3財務に関する事案中第47号を第48号とし、第14号から第46号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 第7号に定める契約の軽微な内容変更を行うこと (市長が別に定めるものに限る。)		○				
---	--	---	--	--	--	--

る。)						
-----	--	--	--	--	--	--

別表第5事務関係決裁事案4工事に関する事案中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

企画財政部	財政課	予算グループ	企画財政部	財政課
		財産管理グループ		
	税務課	税務管理グループ		税務課
		市民税グループ		
		資産税グループ		
	納税グループ			
健康福祉部	高齢介護課	介護保険グループ	健康福祉部	高齢介護課
		地域包括支援センター		
	健康づくり推進課	総務管理グループ		健康づくり推進課
		健康づくりグループ		

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第11条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

健康福	福祉課	総務グループ	健康福祉部	福祉課
-----	-----	--------	-------	-----

社部		障がい者福祉グループ		
		児童福祉グループ		
	高齢介護課	高齢者支援グループ		高齢介護課
	保護課	管理グループ		保護課
		保護第1グループ		
		保護第2グループ		
		保護第3グループ		

(岩見沢市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第12条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部及び課に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

事務部	新病院建設準備室	事務部	新病院整備室
-----	----------	-----	--------